

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ピースオブマインド・はまゆう（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事及び監事は役員と呼称する。また、役員の内、常時、役員として業務に従事している者は常勤役員と呼称し、常勤役員以外の者を非常勤役員と呼称する。
- (2) 定款第5条に基づき置かれる者を評議員と呼称する。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員の報酬は別表1のとおり支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員の報酬は別表2のとおり支給する。また、職務遂行に伴い旅費が発生する場合は、必要に応じて、別表3のとおり出張旅費を支給する。
- (3) 当法人職員を兼務し役職手当を支給している者に対しては、別表1に定められた報酬は支給しない。

(非常勤役員の当法人職員給与との併給)

第4条 非常勤役員の内、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、別表2及び別表3に定められた報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 別表1にて報酬を支給される者については、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日とする。
  - (2) 別表2にて報酬を支給される者については、その都度支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解雇された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の所定業務従事日を基準に日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合、その月ま

での報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(傷病見舞金)

第8条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、「別表4」に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第9条 役員等が火災、水害、地震等の災害を受けたときは、その被害に応じて「別表4」に定める災害見舞金を支給する。

(親族への香華料)

第10条 役員等及びその親族等が死亡したときは、「別表5」に定める弔慰金を支給する。また、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行)

1 この規程は、令和5年6月20日から施行する。

(廃止)

2 平成26年4月12日施行の「役員及び評議員の報酬等に関する規程」は令和5年6月20日をもって廃止する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職	報酬
理事長	月額80,000円
理事	月額20,000円
業務に従事するにあたって、日額又は時間額で報酬を支払う必要がある場合は別表2に準じて支給する。	

別表2 (非常勤役員、評議員の報酬)

名称	報酬
評議員会・理事会等会議の出席報酬	日額5,000円 (理事長は時間額2,000円)
監事業務報酬(監事のみ)	日額18,000円
会議・監事業務以外の法人業務遂行報酬	時間額1,500円 (理事長は時間額2,000円)

※別表2の日額、時間額は源泉徴収後の金額とする。

別表3 (非常勤役員の出張旅費)

区分	支給基準
旅費	実費
宿泊費	上限10,000円
日当	3,000円(宿泊)
	1,000円(日帰り)

別表4 (傷病見舞金・災害見舞金)

区分	支給基準額	備考欄
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 (5,000円)	
	イ. 業務上の傷病による見舞金 (10,000円)	
災害見舞金	災害の程度により協議、検討	

別表5 (弔慰金)

区分	支給基準額	備考欄
役員等本人	30,000円	
役員の配偶者	10,000円	